

規制改革・民間開放推進会議 重点事項推進WG

横断的制度分野担当SW「国と地方の規制合理化」 ヒアリング調査票

【ヒアリング項目】	商工会議所の定款変更について
1. 所管府省庁	経済産業省経済産業政策課
2. 根拠法令等	商工会議所法施行令第7条
3. 国の地方に対する関与の具体的内容	<p>商工会議所は、その地区内の商工業の総合的な改善や発展を図ることを目的としているが、その事業は地区内に留まらず、税関手続きの簡素化に関する国際条約及びFTA・EPAに基づく輸出品の原産地証明や、国際的な商事取引の紛争に関するあっ旋、調停又は仲裁を行うなど、広域的、国際的な事業活動を幅広く行っている。</p> <p>こうした商工会議所の広域性や国際的にみて高い信用を必要とする国際性の観点から、全国の商工会議所の事業の同質性を確保することが重要であるため、商工会議所の設立や定款変更等の許認可等の権限については、国が自ら行ってきたところ。</p>
4. 当該関与の歴史的経緯（導入経緯等）	<p>商工会議所に係る許認可等の事務については、上記の理由により、国が行って来たが、一方で、これまでの地方分権の潮流を踏まえ、都道府県知事への権限移譲を実施してきた。</p> <p>例えば、平成5年には、商工会議所法の業務の効率化に資するため、設立認可権限や、事業内容等の重要な事項に係る定款変更等の組織の根幹に係わるものは国に留保し、事務所の所在地や、部会に関する定款変更等の日常的で軽微な権限を都道府県知事に移譲している。</p>
5. 当該関与を無くした場合の影響	<p>現在、定款変更に係る認可のうち、国が保持しているのは、事業や会員たる資格に関する事項など、組織の根幹に係わる事項に限られている。</p> <p>こうした権限を都道府県知事に移譲すると、地域によって商工会議所の性格や事業活動が異なることとなり、例えば、全国展開している企業が、各地の支店ごとに、その地域の商工会議所の会員となって活動しようとする場合に、無用の混乱が起きかねない。</p>
6. 当該関与の廃止・縮小についての見解	<p>このように、商工会議所の許認可等の事務については、広域的、国際的な見地からの判断・調整や、全国的に一定水準、同質な組織・事業運営の維持のため必要な事項は国が保持し、日常的な事務で、かつ、軽微な事項については都道府県知事に移譲しているもの。</p> <p>こうした国と都道府県知事の権限は重複しておらず、両方に申請しなくてはいけないような事項はない。</p> <p>また、申請の当事者である日本商工会議所や商工会議所から、こうした事務の一元化の要望が当省に出されたことが過去一度も無く、また、定款変更の申請件数は、平成17年度において約80件程度であり、大きな業務負担とはなっていない。</p> <p>こうしたことから、権限を移譲することは考えていない。</p>

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。